

令和4年5月 定例総会議事録

日 時 令和4年5月31日(火) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

欠席 春口 隼人

農地利用最適化推進委員

20	井上 亘	21	上原 都由子	22	新田 敏文	23	高岩 昭市
24	池井周造	25	中山 敏章	26	前田次雄	27	丸尾 義盛
28	池田幸一	29	内 一 幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山 則夫	33	井 野 実	34	大久津和幸	35	栗水流 峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 中山 敏章、内 一幸

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹内秀次
主 査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

議 題

- 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第16号 農地利用集積計画の変更について
- 報告第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第42号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第43号 農地法第3条の規定による貸貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第44号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(使用貸借)
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(貸貸借)
- 議案第47号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第48号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第50号 農地法第5条の規定による貸貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第51号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による買受適格証明願いの進達について
議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について
議案第 54 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
議案第 55 号 非農地証明願承認について

事務局 おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 18 名、推進委員 17 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 5 月の行事報告と 6 月の行事計画を報告します。

(5 月の行事報告と 6 月の行事計画)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 おはようございます。月日が経つのは本当に早いもので、ついこの前稲刈りが済んだと思っていたら、田植えの時期になりました。みなさんそれぞれにお忙しいところと思いますがご苦労様でございます。それでは令和 4 年 5 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 本日は報告が第 15 号から第 17 号までの 47 件、議案が第 42 号から第 55 号までの 74 件、合計 121 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により東原会長代理に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 3 番棚橋委員と 5 番小島委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 15 号～報告第 17 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請が
あったから許可するものとする。

(議案第 42 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 5 月の野尻町区分の事前審査を第 6 小委員会に付託されましたので 5 月 25 日に審査
会を実施しました。その結果を議案ごとに報告をします。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
報告をします。
1 番、申請地を借受け規模拡大を図るもので、期間は 3 年間です。経営面積が 4,193
㎡とあります。この申請と合計しても 5,000 ㎡に足りませんが、議案第 44 号 9 番と
同時提出なので、その 304 ㎡を合わせると 5,122 ㎡になります。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 42 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許
可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 43 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 43 号農地法第 3 条に規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 43 号 1 番朗読）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（11 番挙手）

議長 はい、11 番。

11 番 今月の 3 条及び基盤法の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので 5 月 23 日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第 43 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。
1 番、申請地を借受け規模拡大を図る、10a あたり 4,168 円、期間は 10 年間です。先月議案にあがりましたが、受人が亡くなられたため息子さんで再度申請するものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 43 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 44 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 44 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 44 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 44 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1 番、知人からの贈与です。
2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 882,352 円。
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 128,062 円。
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 128,755 円。
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 393,184 円。
6 番、知人から贈与を受けるものです。
7 番、従兄弟から贈与を受けるものです。
3 番と 4 番は安いのではないかとの意見がありましたが、譲渡人が税の評価額でい
いとこのことで、受人もびっくりしたようでした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 44 号野尻町区分について報告をします。
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 246,305 円。出手は 5 条の議案第
51 号 5 番でも分筆して申請しています。分筆した残りの 406 m²を隣接する受人が買
い受ける案件です。
9 番、議案第 42 号 1 番と同時提出です。隣接地を無償で譲り受け、利便性を図るも
のです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第44号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第45号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）について報告をします。
1番、期間は5年間です。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 46 号 1 番朗読、他 4 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告します。

1 番、期間は 3 年間、10a あたり 4,502 円です。

2 番、期間は 3 年間で再設定です。10a あたり 20,000 円です。

3 番、期間は 10 年間、10a あたり 4,152 円です。

4 番、期間は 1 年間で再設定です。10a あたり 6,833 円です。

5 番、期間は 5 年間で再設定です。10a あたり 7,000 円です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 46 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 47 号 1 番朗読、他 17 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。

2 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 131,796 円。

3 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 269,529 円。

5 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 433,735 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 252,313 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 417,910 円。

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 181,571 円。

10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 281,215 円。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 129,366 円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 47 号野尻町区分について報告をします。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
13 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 218,320 円。
14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 214,452 円。
15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 228,862 円。
16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 250,000 円。
17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 229,849 円。
18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画
(所有権) に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定に
ついてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第 48 号 1 番朗読、他 23 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計
画(農地中間管理事業)について報告をします。

使用貸借が6件、賃貸借が3件です。

審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 48 号野尻町区分について報告をします。

賃貸借 11 件、使用貸借 4 件、合計 15 件です。

審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 48 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 49 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 49 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番

今月は第5小委員会に4・5条の事前審査を付託されましたので5月24日に審査会を実施しました。その結果を報告します。

議案第49号農地法第4条の規定による許可申請書進達について報告します。

1番、北西方、永久井野、永久津地区体育館から北の方へ坂道を下っていくと下にかくれ念仏堂があります。その近くにありました。追認申請の植林です。昨年までは稲作をしていたようですが、鳥獣被害や水害があったりして、道路が崩れ落ちているところです。

2番、須木下田、中野、須木線のトンネルを抜けてずっと降りていくと綾線の道路が見えてきます。その道路を右に入ってトンネルを潜ってすぐ右の坂道を上がって行くと須木の衛生公社の処理工場がありました。さらに上がって行くと狭い道路になっており三差路に車を停めて、そこから歩いて坂道を100mくらい行ったところが現地でした。山の中に植林をしており10～20年くらい経っているような杉の木がありました。もうほとんど山の中です。

3番、南西方、窪田カリメ、山麓線沿いです。道路から入って右側に小菜園畑がありました。その隣に1mくらい低いところがあってそこに牛舎とロール置場をつくるものです。入口の方にロールを置いて、あとは牛舎を建てるそうです。牛舎の敷地が1,187㎡です。雨水、排水は隣接地に畑と田があり、その排水路に流すということです。隣接者の同意は得ているということでした。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長

はい、17番。

17 番

同じく議案第49号野尻町区分について報告をします。

4番、三ヶ野山、後原。転用の理由は車庫・通路・物置敷地です。追認申請です。農地区分は1種農地で原則不許可ですが、例外許可集落接続に該当すると思われます。隣接地は申請人の所有する農地だけです。水の流れは集落道路の側溝で受けられると思います。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長

ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第49号農地法第4条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第50号農地法第5条の規定による賃借権の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第50号農地法第5条の規定による賃借権の権利設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による賃借権の権利設定の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第50号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

8番 議案第50号農地法第5条の規定による賃借権の権利設定許可申請書進達について報告をします。

1番、転用の理由は牛舎敷地です。農業用施設用地に変更中です。土地改良区内の土地ですが話がついているとのこと。農用地で原則不許可ですが、例外許可農業用施設に該当すると思われ。周辺の状況は申請人の牛舎と道路、排水路に囲まれ1辺だけ隣接する農地がありますが、申請人の所有する農地です。水の流れは排水路に流して河川まで流れるということです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第50号農地法第5条の規定による賃借権の権利設定の許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第51号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 51 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 51 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 51 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告をします。

1 番、南西方、平原。孝ノ子になるのではないかと思います。狭い道路を行ったところの横にありました。転用の理由は物置・住宅の拡張で追認申請です。1 階に物置があり、2 階は部屋を建て増したようでありました。贈与でもらったものです。

2 番、堤、前野迫、三松小学校から東の方に下りて行ったところにありました。周りは住宅地です。議案第 54 号 1 番の事業計画変更と同時提出です。7 棟の建売で許可を得ましたが、実際は 4 棟しか建てられず 3 棟は未建築でありました。県の検査で指摘があったようです。そのうちの 1 棟分についての申請です。

3 番、東方、島本、山ノ口原から東の方に入って行ったところ。追認申請の植林です。取付道路はなく、登記上は田になっていますが、まわりは山林でした。

4 番、北西方、上鷹塚。前回非農地証明願いであがってきたところ。転用の理由は原木置場です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 51 号野尻町区分について報告をします。

5 番、転用の理由は店舗併用住宅・駐車場敷地です。農地区分は 1 種農地ですが、例外許可集落接続に該当すると思われ。周辺の状況は渡人の住宅、集落道路、面積は 700 m²ですが、分筆して残りは受人のお父さんが 3 条で買い受けられます。水の流れは集落道路の側溝で受けられるようになっています。

6 番、転用の理由は農業用施設用地です。農地区分は農用地ですが、例外許可農業用施設に該当すると思われ。周辺の状況は議案第 52 号 1 番の競売案件と山林、

1 辺だけ土地改良区の田があります。水の流れは 1 段低いところで申請地 1,897 m²と競売地 10,063 m²の分を集めてポンプアップして土地改良区の排水路に流す計画です。土地改良区の同意は得ているということです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 51 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 52 号農地法第 5 条の規定による買受適格証明願いの進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 52 号農地法第 5 条の規定による買受適格証明願いの進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による買受適格証明願い申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 52 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 52 号農地法第 5 条の規定による買受適格証明願いの進達について報告をします。若い担い手なのでがんばってほしいと思います。
1 番、転用の理由は農業用施設用地です。農地区分は農用地です。原則不許可ですが例外許可農業用施設に該当すると思われま。周辺の状況は山林、議案第 51 号 6 番の土地、1 辺だけ土地改良区の田があります。水の流れは先ほど報告した通り議案第 51 号 6 番の土地と合わせてポンプアップして土地改良区の側溝に流す計画です。土地改良区の同意は得ているということです。

審議の結果、小委員会としては意見書を付して進達することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第52号農地法第5条の規定による買受適格証明願申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第53号農地法第5条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第53号農地法第5条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による地上権の権利の設定の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第53号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第53号農地法第5条の規定による地上権の権利の設定許可申請書進達について報告します。
1番、北西方、一重原。転用の理由は営農型太陽光発電施設です。施設の下にサカキを栽培していました。綺麗な太陽光発電でした。3年ごとに許可申請が必要ということでした。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第53号農地法第5条の規定による地上権の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第54号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第54号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第54号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14番挙手)

議長 はい、14番。

14番 議案第54号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について報告をします。
1番、議案第51号2番で説明したとおり一般住宅への変更です。
審議の結果、小委員会としては申請通り進達することに異議なしと判断しました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第54号農地転用許可後の事業計画変更申請書に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 55 号非農地証明願承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 55 号非農地証明願承認について
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 55 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 55 号非農地証明願承認について報告します。
1 番、三ヶ野山、奈良塚、調査事項は原野で 2 種農地です。隣接する農地はありません。226.73 m²と狭い農地ですので収益性は無いに等しいと思われま
せん。草丈はそれほど無かったのですが、農地として復元しても継続して利用することができ
ないと判断しました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 55 号非農地証明願承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
以上で本日の総会を終了します。
ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

令和 4 年 5 月 31 日 定例総会

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟